

鳥羽志摩中体連 各種大会出場規定 2015年度

1, 各種大会への出場の仕方

・同一大会、一人一種目とする。

*日程が重なっていなくても出場することができない。

*陸上大会、駅伝大会への参加は別とする。

◆メンバー編成が行えない場合（団体種目に限る）

（バレー6人、バスケ5人、サッカー11人、ソフト9人、野球9人、）

1, 当該校でメンバー編成を行う場合

・同一大会、一人一種目（文化系、個人、団体種目関係なく自校よりレンタルできる）

*学校で十分協議し、教育的な配慮が必ずなされていること。

*保護者、本人が理解をしていること。

2, 合同、吸収合併、レンタルでチーム編成をする場合

<団体種目に限る編成条件>

①同一市内（志摩市内、鳥羽市内）で考える。

②同一市内で出来ない場合は、鳥羽志摩地区で考える。

③編成は複数校とする。

④双方の選手、保護者が十分な理解を示していること。（保護者会を持つこと）

⑤合同練習、練習試合が適宜行うことが出来る。（大会のみは不可）

⑥編成されたチームは、大会期間中、そのチームの試合しか出場することが出来ない。

（県大会等へ勝ち上がったときは、その大会の予選での編成チームとする）

*補欠を要する場合、出場の仕方に十分な配慮がなされていること。

●上記のチーム編成が予期される場合の手順

①該当校顧問 → 学校長、中体連理事、理事長に報告 → 理事が理事会で状況報告
(* 該当校がいくつかの方向性を示せる準備を行っておく)

↓

②地区専門部、地区専門部長に報告 (* 地区専門部内確認、報告も行う)

↓

③県中体連専門部長に報告、確認(合同、吸収、レンタル等の確認作業)

↓

④県専門部長からの確認を → 該当顧問が学校長、中体連理事、理事長に連絡

↓

⑤地区専門部長から地区専門部へ報告

↓

●申し入れ期限

・各種大会前の理事会までとする。この理事会で承認確認とする。

* 事前に可能性のある場合は、その都度、理事会で進行状況を理事が確認。

・理事会に間に合わない場合は、大会一ヶ月前までとする。その時は、理事会において、現状を理事が説明を行い、その後、本部が承認の確認を行う。

●生徒のケガ等で大会を棄権するケースについて (団体種目に限る)

・ 2日前であれば速やかに棄権することを本部、専門部長に伝える。

(救済処置 三日前まで)

・ 自校レンタルOK

・ 他校との合同、吸収、レンタルは、県予選のシード権につながらない大会のみ可能とする。

(専門部、専門部長と十分協議し、確認し、決定する) * 該当校での保護者対応等も含む。

●合同、吸収合併、レンタルした場合の校名について

・ 全ての編成において校名連記とする。

* 見ている人達がどのチームと編成しているのかが分かるようにするため。